（温室効果ガス算定排出量の集計の方法）

第四条　法第二十九条第二項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第二十八条第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって特定事業所排出者に係るものについては企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。以下同じ。）及び業種ごとに、令第六条に掲げる事業所に係るものについては都道府県ごとに集計することによって行うものとする。

２　法第二十九条第二項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第二十八条第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第二号及び第六号から第九号までに掲げる者に係るもの並びに当該集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第三号から第五号までに掲げる者に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

一・二　（略）

（温室効果ガス算定排出量を集計した結果の公表の方法）

第四条の二　法第二十九条第三項の規定による公表は、同条第一項の規定による公表と一体的に行うものとする。

第四条の三　（略）

（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の公表の方法）

第六条　法第三十二条第三項の規定による公表は、同条第一項の規定により情報を提供した特定排出者の当該公表についての同意の下に、法第二十九条第一項の規定による公表と一体的に行うものとする。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省令・原子力規制委員会規則第一号

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一
原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令の一部を改正する命令

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第一条　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保安規程） **第四条**　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。 一　事業用電気工作物であって、発電事業（法第三十八条第三項第五号に掲げる事業に限る。以下この条において同じ。）の用に供するもの 二　［略］	（保安規程） **第四条**　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。 一　事業用電気工作物であって、発電事業（法第三十八条第三項第四号に掲げる事業に限る。以下この条において同じ。）の用に供するもの 二　［略］